

# 丸の内二重橋ビル 撮影規定

## I 総則

- 取材/撮影可能時間：〈共用部〉原則月～金の6:00～8:30、9:30～11:00まで  
通勤時間帯、昼食時間帯、上記時間帯に含まれない混雑する時間帯は、原則撮影できません。
- 次の場所は撮影できません。  
館内出入り口付近、エレベーター内およびその出入り口付近、運用中のエスカレーター内、  
オフィスフロア、入居企業名が判別・確認できるサイン類一式、屋上。
- 店舗が背景に写り込む場合は、必ず各店舗の事前の承諾を得てください。
- 雑観撮影の場合、人物の顔や車両ナンバーが特定できないようご配慮ください。
- ご紹介文については、事前に原稿確認をさせていただきます。
- ビル敷地外の路上撮影については、所定の官庁等へご相談ください(丸の内警察署TEL03-3213-0110)。
- ビル周辺の道路等への違法駐車は厳禁です。近隣の駐車場をご利用ください。
- 掲載紙・誌を発行時にご送付ください。
- 取材/撮影に際しては上記事項に加え、以下の規定を遵守ください。

## II 事前打合せ・確認

- 責任者は取材/撮影に先立ち企画書を提出し、申請先会社と十分お打合せください。

## III 取材/撮影申請書の提出

- 取材/撮影実施に際しては所定の申請書を実施3営業日前（土日祝を除く）までに申請先会社へ提出してください。申請書の提出ならびに受理されていない取材/撮影は実施できません。
- 届出の期日は厳守し、申請内容に変更等生じた場合は直ちにご連絡ください。

## IV 一般的注意事項

- 取材/撮影中、責任者は携帯電話などで緊急時の連絡が常にとれるようにしてください。
- 責任者は、取材/撮影開始前にこの規定を撮影関係スタッフ全員に周知徹底してください。
- 取材/撮影開始前には防災センターにて入館の手続きをお願い致します。終了後は速やかに防災センターにて退館のお手続きを願います。
- 取材/撮影には届出の責任者または撮影責任者が常時立会い、事前申込内容と異なる取材/撮影や事故が無いように注意してください。立会いが出来ない場合は予め代理人を立てて申請を行ってください。
- 申請先会社およびビルの管理関係者は、いつでも取材/撮影現場に立ち入り出来るものとし、その指示には必ず従ってください。
- 休憩時間中であっても、現場には必ず1人以上のスタッフを配置してください。また、機材等の放置がないようにしてください。

## V 撮影上の注意事項

- 廊下その他の共用部分を取材/撮影の作業場として使用することはできません。止むを得ず使用しなければならない場合は、申請先会社に事前にご相談ください。
- 取材/撮影セットの作り込みは、原則として閉館時間内（24:30～6:00）に行ない、他に迷惑を掛けないよう注意願います。  
またビル管理面での事前審査が必要となりますので、実施3日前（土日祝を除く）までに作業届を別途提出してください。申請先会社及びビル管理関係者からの要請があった場合は、直ちに取材/撮影を中止していただきます。
- 撮影時、電源を使用する際は事前にお打合せが必要となります。
- 取材/撮影による廃棄物は必ず袋または箱に入れ建物外に搬出処理し、ビル内ゴミ箱や塵芥処理室には捨てないでください。また取材/撮影により汚損した場所は取材/撮影スタッフにおいて責任をもって清掃願います。破損した場合には速やかに防災センターに連絡してください。

## VI 非常時の通報連絡

- 万一火災発生の場合は直ちに消防署に連絡すると共に初期消火に当り、同時に防災センターに急報してください。
- 人身事故、その他重大事故が発生した際や救急車を要請した際は、防災センターに急報するとともに、応急措置を実施願います。また別途、事故報告書を提出していただきます。